

## 2025年度「学校いじめ防止基本方針」

学校法人名	久留米信愛学院
学校名	久留米信愛中学校・高等学校（全日制・通信制）
TEL	0942-43-4533

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第1条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条）

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであるため、その保護する子がいじめを行うことのないよう、子に対し規範意識を養うための指導とその他の必要な指導を行うよう協力を求めていく。

（いじめ防止対策推進法 第1章9条）

本校では、カトリックの精神に基づく倫理観を育てることを教育方針として、豊かな情操を持ち、社会に奉仕できる青少年の育成を標としている。この方針に従って、すべての生徒がいじめの被害者にも加害者にもならないように、教職員一丸となって全力で指導を行う。

生徒自身が身の回りで起こっているいじめに気づき、自らの問題として捉えることができるように、いじめ防止等の対策を行う。また、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めことを旨として、国の方針を尊重し最大の努力をする。

※いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日法律第71号）

### 2 いじめ未然防止、対策のための校内組織

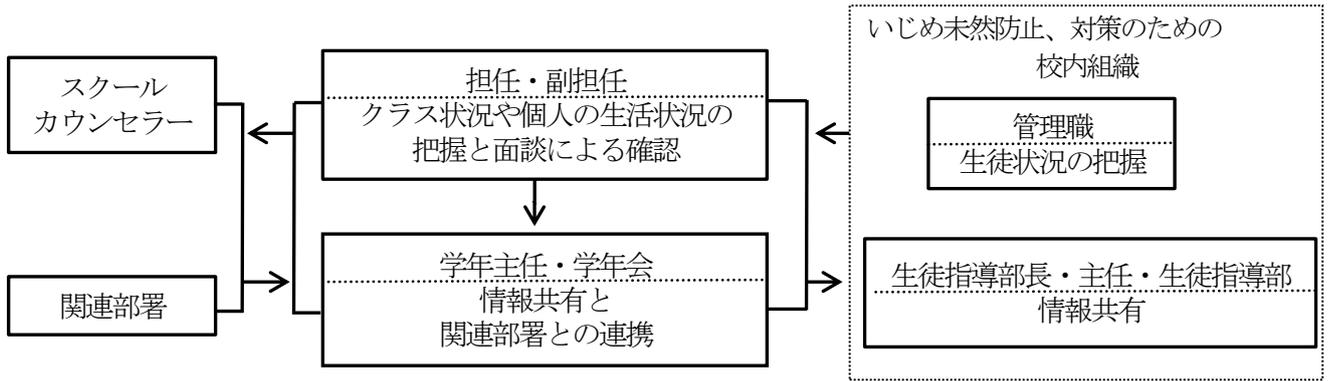
管理職・生徒指導部部長・生徒指導部主任・生徒指導部・養護教諭等  
2025年度組織（いじめの未然防止対策のための校内組織）

### 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための具体的な取り組みと対応組織図

#### 1. 具体的な取り組み

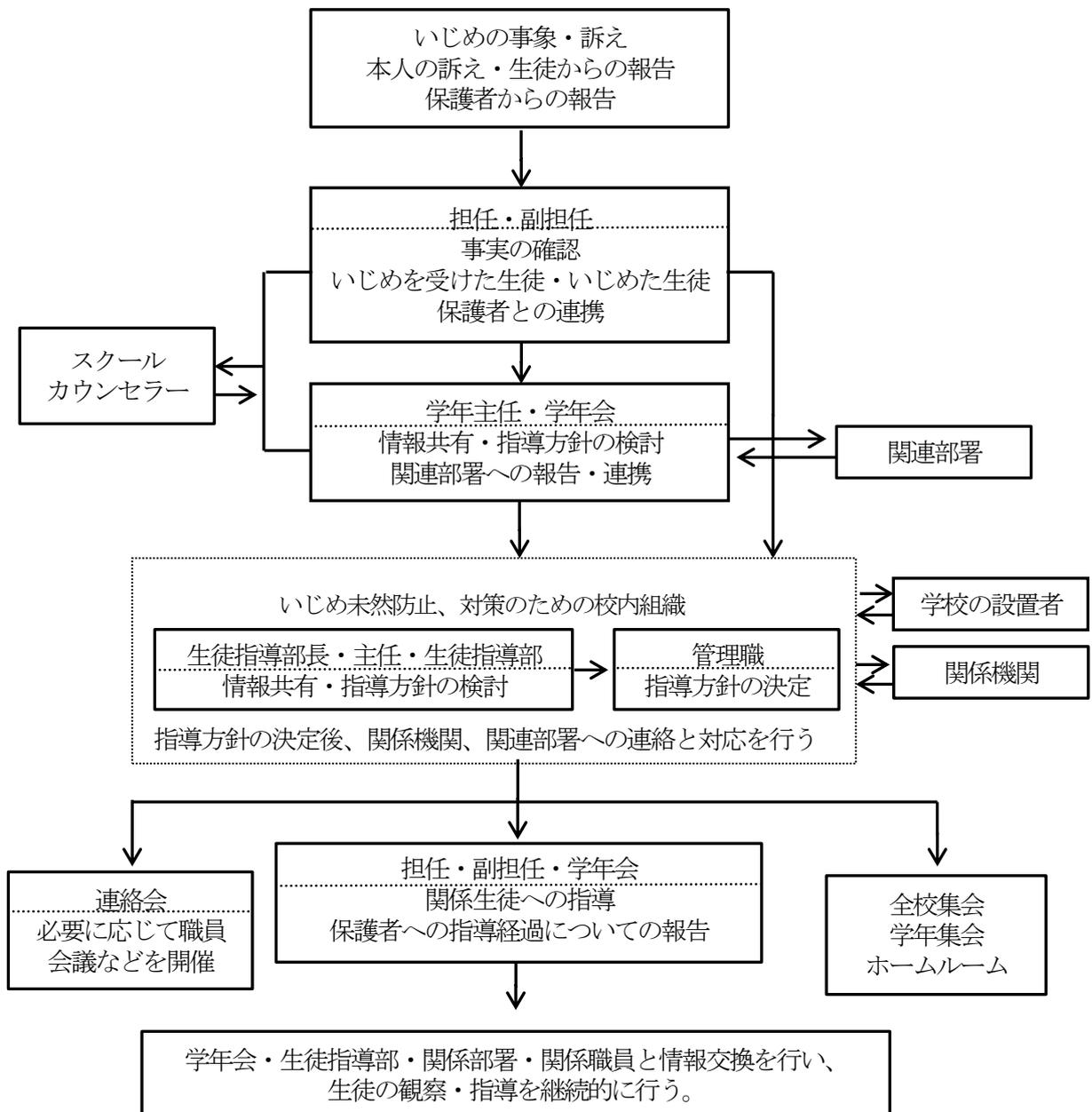
活動		活動の具体的内容とねらい
全校活動	朝礼・終礼時の お祈りと聖歌	聖歌を歌い、聖人の生き方に学び、静肅な祈りの中で、自己を省みる。
	お昼の黙想 「アヴェマリア」	アヴェマリアの曲を聴きながら黙想し、午後の授業に向けて心を落ち着かせる。
宗教教育を 通じた 心の教育	宗教科の授業	各学年のテーマに沿った心の教育を行い、心の成長を促す。
	追悼ミサ	祈りを通じて、生かされていることの喜びを実感し、命の大切さについて考える。
	クリスマスミサ	キリストの誕生を祝い、命の誕生の神秘を考え、家族の繋がりを実感するとともに、弱者への思いやりの心を促す。
	学年ミサ・みことばの 祭儀	各学年の発達段階に応じたミサやみことばの祭儀を行い、学年としての共同体意識を高める。
	中3「錬成会」 高3「みことばの祭儀」	中学校課程修了、高校卒業に向けて、自己を振り返り、周囲への感謝の気持ちを喚起する。
マナー面 からの 心の教育	礼法指導	互いに心地よい関係を構築するための、思いやりの所作と美しい立ち居振る舞いを身に付けるとともに、豊かな情緒を育てる。
	「信愛しぐさ」 「あすこそは」	「信愛しぐさ」「あすこそは」を通して、社会におけるマナーを学び、他者への思いやりや敬意を行動に移す実践力を身に付ける。
教科を 通しての 心の教育	各教科の授業	授業を通して、人権や差別・他者の気持ちなどについて学び考え、また、前向きに物事に取り組む姿勢や他者と協力する姿勢などを育成する。
開かれた 学校として の取り組み	授業公開	生徒の授業環境を公開し、保護者や教育関係者との協力体制を強化する。
	保護者懇談会・ SDC・地区保護者会	学年やクラスの情報や課題を共有し、保護者との連携を深める。
	授業学び合い・ 研修会	教員が互いに授業を参観し、授業における生徒指導の在り方を学ぶ。研修会を通して、生徒の心の成長に応じた関わり方を学び生徒指導に役立てる。
	学校生活アンケート・ 学校改善アンケート	「学校生活アンケート」を1・2学期に2回、3学期に1回、「学校改善アンケート」を年に1回実施することで、いじめを含む生徒の悩みの早期発見・早期対応に努める。
	自律確立週間	4月に自律確立週間を設定し、自己を振り返り、共に学ぶ仲間を認め合い、互いを尊重し合って行動できる人間に成長するための決意を固める。また、短縮授業期間を設定し、放課後は担任面談の時間を通して、生徒の困り感を早期に捉えケアをする。
	人権学習	各学年の発達段階に応じたテーマに沿って学習し、起こり得るであろう様々な人権問題(いじめを含む)に対して、自ら解決する姿勢を養う。
	校内合唱コンクール	行事への取り組みを通じて、協調性・柔軟性を身につけるとともに、他者と協力して物事を達成する素晴らしさを実感する。
	イミタチオマリエ部 (ボランティア)	募金・収集・訪問支援等のボランティア活動から、奉仕の精神を養い、自己を他者に生かす素晴らしさを体験する。

2. いじめの未然防止、早期発見のための対応組織図



4 いじめ問題に対する措置

1. いじめ問題の対応手順



## 2. 関係機関との連携

- (1) 事例が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、速やかに、かつ迅速に所轄警察署と連携して対応にあたる。
- (2) いじめによる生徒の生命の危機の可能性や、本人や家族関係者の心身または財産に重大な被害が生じた場合は、速やかに学校設置者及び私学振興課へ連絡報告を行う。また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合も同様に対処する。

## 3. 保護者への連絡と支援・助言

保護者への連絡は密に行い、保護者、生徒関係者への支援と助言が正しくなされるよう最善を尽くす。

## 4. 懲戒等の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校の設置者及び管理職の指導の下、懲戒等の適切な処罰を行使する場合もある。

# 5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法 第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

※ 上記1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

※ 上記2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋)

重大事態の際は、**4**に則り、迅速に対処する。